

宮内用発第345号
令和2年12月25日

各大学・大学院
各学部・研究科・担当部署等の長 殿

宮内庁皇室経済主管
野村善史
(公印省略)

宮内庁三の丸尚蔵館研究職職員の募集について（依頼）

謹啓 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度当庁では、別紙募集要項により、三の丸尚蔵館学芸室の研究職職員（絵画）及び（画像情報）各1名、（教育普及）2名を募集することとなりました。つきましては貴職関係者へ周知方よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

(別紙1)

宮内庁三の丸尚蔵館学芸室研究職職員（絵画）募集要項

1 募集人員 1名

2 採用後の職務

三の丸尚蔵館における展覧会の企画，開催に向けた各種調整業務及び地方の博物館等への貸し出しの調整等の用務に携わることが職務とする。

3 採用後の処遇

国家公務員・内閣府事務官・研究職職員

給与：学歴・経験等を考慮し、「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき決定する。

(参考) 大学院修士課程修了後，10年間の実務経験後に採用された者の俸給月額(294,500円程度)

なお，上記の他条件に応じて諸手当が支給されます。

(注) この額は，令和2年4月現在の「一般職の給与に関する法律」の規定によるものです。

4 勤務時間 原則，午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）

5 勤務場所 東京都千代田区千代田1-1 宮内庁三の丸尚蔵館

6 応募資格（以下の全条件を満たすこと）

- (1) 大学又は大学院において，日本美術史学（絵画）を専攻してその基礎的知識を有し，調査研究に意欲的に取り組める者で，大学院の修士課程を修了し，博物館等で10年以上の職務経験を有する者
- (2) 学芸員資格を有する者

なお，以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない以下の者
 - ・禁固以上の刑に処せられ，その執行が終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）

7 採用予定時期 令和3年4月1日

8 応募書類（以下の全件を一括して提出すること）

- (1) 履歴書（最近3か月以内に撮影した写真を貼付のこと）
- (2) 大学卒業証明書又は大学院修了証明書及び成績証明書
- (3) 学芸員資格取得証明書
- (4) これまでの博物館等での勤務実績及び展覧会の担当実績を一覧にしたもの。
- (5) 応募資格（1）に記す分野について、これまでの実績による主要論文，あるいはこれに相当するものを1点以上3点以下。
但し，主要論文のコピーを提出する場合は，内容を4，000字以内にまとめたものを添付すること。
- (6) 主な研究実績（論文等で提出できる者は提出すること。また，作品調査等の関連実績について記すこと。）
- (7) 志望理由について1，000字以内にまとめたもの。
- (8) 推薦書を提出できる者は添付する。

9 書類送付先

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁長官官房用度課

三の丸尚蔵館文化財管理専門官 渡邊 あて

※ 必ず簡易書留とし，封筒の表に「学芸室研究職(絵画)応募書類在中」と朱記して下さい。また，応募書類は返却いたしますので，返送先を明記した返信用の封筒（返信に必要な郵便切手を貼付）を同封願います。

※ なお，学芸室研究職(教育普及2)，(画像情報)との併願は出来ません。

10 提出期限 提出期限 令和3年1月28日（木）必着

11 選考方法 書類選考で的確と判断した者について，筆記試験，面接試験及び健康診断を行って採否を判断する。

12 採否の通知 採用内定者には電話連絡する。また，不採用とする者には文書で通知するとともに応募書類を返却します。

13 照会先 〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁長官官房用度課

三の丸尚蔵館文化財管理専門官 渡邊

電話 03-3213-1111 内線3601

(別紙2)

宮内庁三の丸尚蔵館学芸室研究職職員（画像情報）募集要項

- 1 募集人員 1名
- 2 採用後の職務
三の丸尚蔵館において収蔵品データの整理・管理，作品データベースの制作及びインターネット上での作品画像・解説等の公開並びに写真史料の調査研究・取り扱いの用務に携わることが職務とする。
- 3 採用後の処遇
国家公務員・内閣府事務官・研究職職員
給与：学歴・経験等を考慮し、「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき決定する。
(参考) 大学院修士課程修了直後に採用された者の俸給月額(216,700円程度)
なお、上記の他条件に応じて諸手当が支給されます。
(注) この額は、令和2年4月現在の「一般職の給与に関する法律」の規定によるものです。
- 4 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く)
- 5 勤務場所 東京都千代田区千代田1-1 宮内庁三の丸尚蔵館
- 6 応募資格(以下の全条件を満たすこと)
 - (1) 大学又は大学院において、日本美術史学あるいは日本史学を専攻してその基礎的知識を有し、写真史料の調査研究と情報整理に意欲的に取り組める者で、大学院の修士課程修了(採用時点での修了見込みを含む)もしくは同等の研究実績を有する者
 - (2) 学芸員資格を有する者(令和3年3月末日までの取得見込みの者を含む)なお、以下に該当する者は応募できません。
 - (1) 日本国籍を有しない者
 - (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない以下の者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神衰弱を原因とするもの以外)

7 採用予定時期 令和3年4月1日

8 応募書類（以下の全件を一括して提出すること）

- (1) 履歴書（最近3か月以内に撮影した写真を貼付のこと）
- (2) 大学卒業証明書又は大学院修了（もしくは修了見込）証明書及び成績証明書
- (3) 学芸員資格取得証明書
- (4) 応募資格（1）に記す分野について、大学での卒業論文、大学院での修士論文、博士論文、あるいはこれに相当するものを1点以上3点以下。
但し、卒業論文、修士論文又は博士論文のコピーを提出する場合は、内容を4,000字以内にまとめたものを添付すること。
- (5) 主な研究実績（論文等で提出できる者は提出すること。また、これまでに写真史料の調査・整理に携わった経験のある者は、その実績について具体的に記すこと。）
- (6) 志望理由について1,000字以内にまとめたもの。
- (7) 推薦書を提出できる者は添付する。

9 書類送付先

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁長官官房用度課

三の丸尚蔵館文化財管理専門官 渡邊 あて

※ 必ず簡易書留とし、封筒の表に「学芸室研究職(画像情報)応募書類在中」と朱記して下さい。また、応募書類は返却いたしますので、返送先を明記した返信用の封筒（返信に必要な郵便切手を貼付）を同封願います。

※ なお、学芸室研究職（絵画）、（教育普及1）、（教育普及2）との併願は出来ません。

10 提出期限 提出期限 令和3年1月28日（木）必着

11 選考方法 書類選考での確と判断した者について、筆記試験、面接試験及び健康診断を行って採否を判断する。

12 採否の通知 採用内定者には電話連絡する。また、不採用とする者には文書で通知するとともに応募書類を返却します。

13 照会先 〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁長官官房用度課

三の丸尚蔵館文化財管理専門官 渡邊

電話 03-3213-1111 内線3601

(別紙3)

宮内庁三の丸尚蔵館学芸室研究職職員（教育普及1）募集要項

1 募集人員 1名

2 採用後の職務

三の丸尚蔵館における収蔵品の調査研究をもとに作品公開についての多角的な広報を計画し、それを実施すること。また、収蔵品を通しての教育普及に関する用務等に携わることを職務とする。

3 採用後の処遇

国家公務員・内閣府事務官・研究職職員

給与：学歴・経験等を考慮し、「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき決定する。

(参考) 大学院修士課程修了直後に採用された者の俸給月額(216,700円程度)

なお、上記の他条件に応じて諸手当が支給されます。

(注) この額は、令和2年4月現在の「一般職の給与に関する法律」の規定によるものです。

4 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く)

5 勤務場所 東京都千代田区千代田1-1 宮内庁三の丸尚蔵館

6 応募資格(以下の全条件を満たすこと)

- (1) 大学又は大学院において、日本美術史学(主として絵画)を専攻してその基礎的知識を有し、調査研究・計画立案に意欲的に取り組める者で、大学院の修士課程修了(採用時点での修了見込みを含む)もしくは同等の研究実績を有する者
- (2) 学芸員資格を有する者(令和3年3月末日までの取得見込みの者を含む)
- (3) 博物館あるいはそれに相当する施設において、作品の調査研究あるいは教育普及活動の経験を有する者

なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることのできない以下の者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又は執行を受けることなくなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者
(心神衰弱を原因とするもの以外)

7 採用予定時期 令和3年4月1日

8 応募書類 (以下の全件を一括して提出すること)

- (1) 履歴書 (最近3か月以内に撮影した写真を貼付のこと)
- (2) 大学卒業証明書又は大学院修了 (もしくは修了見込) 証明書及び成績証明書
- (3) 学芸員資格取得証明書
- (4) 応募資格 (1) に記す分野について、大学での卒業論文、大学院での修士論文、博士論文、あるいはこれに相当するものを1点以上3点以下。
但し、卒業論文、修士論文又は博士論文のコピーを提出する場合は、内容を4,000字以内にまとめたものを添付すること。
- (5) 主な研究活動実績 (論文等で提出できる者は提出すること。また、作品調査等の関連実績について記すこと。)
- (6) 志望理由について1,000字以内にまとめたもの。
- (7) 推薦書を提出できる者は添付する。

9 書類送付先

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁長官官房用度課

三の丸尚蔵館文化財管理専門官 渡邊 あて

※ 必ず簡易書留とし、封筒の表に「学芸室研究職(教育普及1)応募書類在中」と朱記して下さい。また、応募書類は返却いたしますので、返送先を明記した返信用の封筒 (返信に必要な郵便切手を貼付) を同封願います。

※ なお、学芸室研究職(教育普及2)、(画像情報)との併願は出来ません。

10 提出期限 提出期限 令和3年1月28日(木) 必着

11 選考方法 書類選考での確と判断した者について、筆記試験、面接試験及び健康診断を行って採否を判断する。

12 採否の通知 採用内定者には電話連絡する。また、不採用とする者には文書で通知するとともに応募書類を返却します。

13 照会先 〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁長官官房用度課

三の丸尚蔵館文化財管理専門官 渡邊

電話 03-3213-1111 内線3601

(別紙4)

宮内庁三の丸尚蔵館学芸室研究職職員（教育普及2）募集要項

1 募集人員 1名

2 採用後の職務

三の丸尚蔵館における収蔵品の調査研究をもとに作品公開についての多角的な広報を計画し、それを実施すること。また、収蔵品を通しての教育普及に関する用務等に携わることを職務とする。

3 採用後の処遇

国家公務員・内閣府事務官・研究職職員

給与：学歴・経験等を考慮し、「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき決定する。

(参考) 大学院修士課程修了直後に採用された者の俸給月額 (216,700円程度)

なお、上記の他条件に応じて諸手当が支給されます。

(注) この額は、令和2年4月現在の「一般職の給与に関する法律」の規定によるものです。

4 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く)

5 勤務場所 東京都千代田区千代田1-1 宮内庁三の丸尚蔵館

6 応募資格(以下の全条件を満たすこと)

- (1) 大学又は大学院において、日本美術史学あるいは博物館学を専攻してその基礎的知識を有し、調査研究・計画立案に意欲的に取り組める者で、大学院の修士課程修了(採用時点での修了見込みを含む)もしくは同等の研究実績を有する者
- (2) 学芸員資格を有する者(令和3年3月末日までの取得見込みの者を含む)
- (3) 博物館あるいはそれに相当する施設において、作品の調査研究あるいは教育普及活動の経験を有する者

なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない以下の者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者
(心神衰弱を原因とするもの以外)

7 採用予定時期 令和3年4月1日

8 応募書類 (以下の全件を一括して提出すること)

- (1) 履歴書 (最近3か月以内に撮影した写真を貼付のこと)
- (2) 大学卒業証明書又は大学院修了 (もしくは修了見込) 証明書及び成績証明書
- (3) 学芸員資格取得証明書
- (4) 応募資格(1)に記す分野について、大学での卒業論文、大学院での修士論文、博士論文、あるいはこれに相当するものを1点以上3点以下。
但し、卒業論文、修士論文又は博士論文のコピーを提出する場合は、内容を4,000字以内にまとめたものを添付すること。
- (5) 主な研究活動実績 (論文等で提出できる者は提出すること。また、作品調査等の関連実績について記すこと。)
- (6) 志望理由について1,000字以内にまとめたもの。
- (7) 推薦書を提出できる者は添付する。

9 書類送付先

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁長官官房用度課

三の丸尚蔵館文化財管理専門官 渡邊 あて

※ 必ず簡易書留とし、封筒の表に「学芸室研究職(教育普及2)応募書類在中」と朱記して下さい。また、応募書類は返却いたしますので、返送先を明記した返信用の封筒 (返信に必要な郵便切手を貼付) を同封願います。

※ なお、学芸室研究職 (絵画)、(教育普及1)、(画像情報)との併願は出来ません。

10 提出期限 提出期限 令和3年1月28日(木) 必着

11 選考方法 書類選考での確と判断した者について、筆記試験、面接試験及び健康診断を行って採否を判断する。

12 採否の通知 採用内定者には電話連絡する。また、不採用とする者には文書で通知するとともに応募書類を返却します。

13 照会先 〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁長官官房用度課

三の丸尚蔵館文化財管理専門官 渡邊

電話 03-3213-1111 内線3601

令和2年度公益財団法人土佐山内記念財団嘱託員（常勤職員）採用試験要項

1 当財団の概要

高知県と高知市の出捐により、平成7年4月に設立された財団法人（平成24年4月1日に公益財団法人へ移行）で、旧土佐藩主山内家から高知県へ移管された古文書と美術工芸品約6万7千点、土佐藩や高知県に関する地域資料約1万2千点を収蔵し、整理保存、調査研究、展示、教育普及、及び歴史文化活動における地域連携、観光振興に関する活動を実施。

平成28年度より高知県立高知城歴史博物館の指定管理者となり、現在同館の管理運営にあたっている。

平成28年5月からは、同年3月に指定を受けた国史跡土佐藩主山内家墓所（高知市筆山）の管理団体に指定され、史跡の管理体制の構築と適切な整備を進めるため、新たに墓所管理に関する活動を実施している。

2 採用予定人員及び職務内容

（1）採用予定日及び採用予定人員

令和3年3月1日（月）から4月1日（木）までの間に採用予定

（赴任希望日応相談）

嘱託員（土佐藩主山内家墓所管理担当） 1名

※新年度の雇用については、その年度の予算が成立することが条件での雇用となります。

（2）職務内容

土佐藩主山内家墓所の整備活用委員会の開催と資料の取りまとめ、墓所環境の調査と整備及び墓所公開、関係機関との連絡調整、補助金申請等に関する事務を担当する。

※土佐藩主山内家墓所の様子についてはYouTubeに「360°動画」を掲載しています。「YouTube 土佐藩主山内家墓所」で検索してください。

3 雇用契約

雇用期間は3年以内とする。ただし勤務成績が良好で運営上欠かせない人材であるときは雇用を延長することがある。

4 応募資格

（1）①-1又は①-2のいずれかに該当し、②の条件を満たす者が応募できる。

①-1 大学又は大学院において日本史学又は考古学を専攻し、卒業・修了した者（令和3年3月31日までに大学または大学院を卒業見込みの者を含む。なお、大学院博士課程・修士課程在学のまま赴任も可）

①-2 行政職経験者で事務処理能力、調整能力を有する者又は同等の能力を有すると認められる者

②普通自動車免許（AT限定可）を保有し、運転ができること。

- (2) 次のいずれかに該当する者は応募できない。
- ① 成年被後見人及び被保佐人
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

5 応募手続等

- (1) 応募提出書類 各1部
- ① 履歴書（当館規格のもの。本人自筆。）
 - ② 最終学歴の修了（卒業）証明書又は卒業見込証明書
 - ③ 「4 応募資格」（1）①-1 該当者は業績一覧（様式自由で、論文書評・学会発表・報告書執筆（補助を含む）等に分類して記入。
「4 応募資格」（1）①-2 該当者は職務経歴一覧（様式自由）記入。

*最終的に採用予定者となった者には健康診断書の提出を求める。
なお、医師の診断により職務遂行が困難であると診断された場合、採用を見送る場合もある。

- (2) 応募書類提出先
〒780-0842 高知市追手筋2丁目7番5号
公益財団法人土佐山内記念財団 嘱託員採用係
応募書類は必ず郵送で、封筒の表に「嘱託員応募書類在中」と朱書きし、書留郵便で送付すること。

- (3) 応募書類提出期限
令和3年1月29日（金）〈午後5時必着〉

6 選考試験の方法等

- (1) 選考手順
- ① 書類選考（選考結果並びに筆記・面接試験の詳細については、2月4日（木）までに通知する）
 - ② 筆記試験（書類選考合格者に対して行う）
 - ③ 面接試験（ ” ）

- (2) 試験日及び試験会場（予定）

- ① 筆記・面接試験

ア 日時

令和3年2月14日（日）

午後1時00分～2時00分

作文（600字～800字程度）

（職員としての適性・思考力・文章力に関するもの）

午後2時20分～

面接試験

*筆記試験は全て記述式です。

イ 会場

「高知県立高知城歴史博物館」

高知市追手筋2丁目7番5号 2階調査室

7 採用

(1) 通知

採用・不採用の結果は2月17日(水)までに文書にて通知する。
採用に際しての提出資料等については、改めて連絡する。
但し、採用試験の結果、適格と判断される人物がない場合は、採用を見送る場合もある。

(2) 勤務場所

高知市追手筋2丁目7番5号 高知県立高知城歴史博物館

(3) 給与等

給与は当財団の給与規程(高知県の行政職給与表に準じる)が適用され、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件に応じて支給される。
また、期末・勤勉手当も支給される。
令和2年4月1日現在の初任給は213,200円です。

(4) その他

当財団は、日本育英会等の奨学金返済免除の対象とはならない。
採用後6ヶ月は試用期間とする。
その期間の勤務実績が良好である場合に正規の雇用契約を締結する。
ただし、理事長が必要と認める場合には、試用期間を1年間まで延長することがある。

8 資料請求・問い合わせ先

公益財団法人土佐山内記念財団
高知市追手筋2丁目7番5号
電話(088)871-1600
担当 秋澤・榎本

ホームページにも、要項と提出用別紙様式書類を掲載
<http://www.kochi-johaku.jp>

年	月	学歴・職歴など(各別にまとめて記入)
年	月	免許・資格

志望の動機	趣味・特技など	扶養家族数 (配偶者を除く)
		人
		配偶者
		※ 有 ・ 無
		配偶者の扶養義務
		※ 有 ・ 無
赴任希望日 (予定) 月 日 赴任希望日は採用の合否に関係しない。		

※印のところは、該当するものを○で囲む。数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に記す。